

板橋区地域がつくる公園制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、区立公園及びその他それに準じた施設（以下「公園等」という。）の環境美化及び施設の保全維持管理活動などを地域住民と区がパートナーシップと信義の精神に基づき実施することにより、公園等の美化と郷土愛の醸成に寄与することを目的とする。

(地域がつくる公園制度に基づく会の条件)

第2条 地域がつくる公園制度に基づく会（以下「会」という。）は地域住民を包含する自主的な組織で、民主的かつ透明性ある運営を行うグループ又は団体で、運営のための規約と名簿及び経理関係帳簿を備えるものとする。

また、地域がつくる公園制度に基づく活動（以下「活動」という。）は持続性を確保するとともに奉仕の精神を尊重し、関係法令等の規定を遵守するものとする。

(活動の対象)

第3条 活動の対象は、第1条に該当する公園等とする。

- 2 同一の公園等においては複数の会が活動を行うことはできないが、公園等の面積が広い場合は、区域を設けて区域ごとに複数の会が活動を行うことはできる。会は複数の公園等の活動を行うことができる。

(協定の締結)

第4条 区は、会から活動の申し出があった場合、その内容を審査し、適切であると認められるときは、会と協定書（様式第1号）を取り交わし、協定を締結するものとする。また、協定書とあわせて、会の規約と名簿を提出する。

(活動内容)

第5条 会が行う活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 主に会員個人による活動
 - (1) 公園等の巡視・巡回
- 2 主に団体による活動
 - (1) 公園等の清掃・除草（週1回以上）
 - (2) 活動に必要な資材を区から支給される活動費で購入し、倉庫が設置されている場合は倉庫内に適正に保管
 - (3) ボランティア活動保険の加入
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会に関し必要な活動
- 3 主に自主性による活動
 - (1) 簡易な樹木の刈り込み・剪定
 - (2) 公園等内施設の点検及び軽易な整備
 - (3) 公園等の利用者に対する適正な指導

- (4) 排水施設の清掃
- (5) 地域がつくる公園制度に関する普及啓発、会同士の連絡調整

(区の役割)

第6条 区は、会と協議し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動の告知看板の設置と保全
- (2) 活動に区が倉庫を必要と認めるとき、第13条により倉庫の設置及び貸与
- (3) 活動費の支給
- (4) 通常の樹木剪定
- (5) 施設の補修
- (6) ごみの回収
- (7) トイレの清掃（一般利用者用）
- (8) その他必要な事項

(協定の更新)

第7条 協定の期間は、1年間とする。ただし、区と会に異議のない場合は、自動的に更新するものとする。

(変更等の届出)

第8条 会は、会の名称又は代表者に変更があったときは速やかに地域がつくる公園制度変更届（様式第2号）を区に提出するものとする。

(協定の解約)

第9条 会は、協定書に定めた事項の継続が困難になった場合は、解約しようとする月の3箇月前までに申出書（様式第3号）を区に提出するものとする。

また、会が活動不履行のとき、協定書の活動内容でない公園管理上著しく不利益な活動が行われたとき、区は協定を解約することができる。

(協定の震災など非常時の扱い)

第10条 震災など公園を含む地域の異常時にあつては、協定は効力を停止するものとする。

(指導及び助言)

第11条 区は、随時巡回し、活動の実施状況を調査し、その活動内容に関し、指導及び助言をするものとする。

(活動費)

第12条 区は、活動費として、活動に必要な実費弁償を、区の定める算定式により月ごとに会に分割して支払う。

区は、第10条による協定の効力を停止した場合は、月払いの活動費の支払いを停止することができる。

2 活動費は、次のとおりとする。

- (1) 清掃道具等の購入、ボランティア保険の保険料等活動全体に対するものとし、原則として第4項の算定式により得た額以下で、かつ、予算の範囲内とする。
- (2) 費用の支払いの時期は、原則として活動開始の翌月からとする。
- (3) 年度の途中で協定を締結した場合の費用の支払いは、月割計算にて算定し、支払う。
- (4) 支払いの方法は、原則として会の代表者の名義口座に振り込む。

3 協定を解約し未履行部分が生じた時は、活動費の一部を差し引くことができる。

4 活動費は、実費弁償として区が算出した活動面積1㎡あたりの年間金額による以下の算定式とする。

- (1) $\text{公園面積} - \text{建築物等控除面積} (\text{公園面積} \times 0.1) = \text{活動面積} (\text{小数点以下切り捨て})$
- (2) $\text{活動面積} \times (\text{区が算出した活動面積} 1 \text{㎡あたりの年間金額}) \div \text{年間活動費}$
- (3) $\text{年間活動費} \div 12 \text{か月} = 1 \text{か月の活動費} (100 \text{円未満切り捨て})$
ただし、1か月の活動費が3,000円未満になるときは、一律に3,000円とする。

(倉庫の貸与)

第13条 区の設置した公園施設としての倉庫について、会との貸借は、次の条件とする。

- (1) 区は、会の申請に基づき、区が必要と認めるとき無償で貸与する。
- (2) 区は、会に鍵を1個貸し付ける。
- (3) 会は、区の許可なしに鍵を複製してはならない。
- (4) 会は、本制度により、倉庫を清潔かつ適正に使用しなければならない。
- (5) 会は、倉庫の造作、付帯物の変更をしてはならない。

(活動報告書及び経理状況報告書の提出)

第14条 会は、区に、年に1回以上活動報告書(様式第4号)によりその活動状況を報告するものとする。さらに毎年度終了後速やかに経理状況報告書(様式第5号)により活動費の収支を報告するものとする。

(板橋区環境マネジメントシステムへの取り組みについて)

第15条 区と会は活動するにあたり、環境マネジメントシステム(ISO14001)に基づき、環境保全に向けて取り組む。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

この要領は、令和3年4月1日より施行する。